

小川町地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正について（案）

小川町地域公共交通計画の策定に伴い、小川町地域公共交通活性化協議会設置規約の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「（以下「形成計画」という。）」を「（以下「交通計画」という。）」に改める。

第3条第1項中第1号から第3号までの「形成計画」を「交通計画」に、第3号中「事業」を「施策」に改める。

第3条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 交通計画に位置づけられた施策の実施状況の評価に関すること。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。